

<今月のトピックス>

・2025年3月31日で  
高年齢者雇用確保措置の経過措置の終了

<今月のQ&A>

・労働保険料(労災保険料+雇用保険料)の  
納付に口座振替を活用されませんか?

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”  
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## = 2025年3月31日で高年齢者雇用確保措置の経過措置の終了 =

高年齢者雇用安定法は、高年齢者が活躍できる環境を整備し、雇用の安定を進めることを定めた法律ですが高年齢者の雇用について、次のようなルールを定めています。

- ❁ 60歳未満の定年禁止
- ❁ 65歳までの雇用機会の確保(義務)をするため、次の3つのうち、いずれかの措置を講じること
  - ① 65歳までの定年引き上げ
  - ② 65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
  - ③ 定年制の廃止
- ❁ 70歳までの就業機会の確保をするため、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務
  - ① 70歳までの定年引き上げ      ② 定年制の廃止
  - ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入  
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
  - ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
  - ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
    - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
    - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業



継続雇用制度については、経過措置として、2012年度までに、労使協定により、継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていましたが、**この経過措置が、2025年3月31日をもって終了**します。これにより、2025年4月1日以降は、企業は**希望者全員に65歳までの雇用機会を確保**しなければなりません。就業規則の変更が必要になる場合がありますので、就業規則を変更したら、過半数組合または労働者の過半数代表からの意見書を添付して、管轄の労働基準監督署に届け出ましょう。

## = 労働保険料(労災保険料+雇用保険料)の納付に口座振替を活用されませんか? =

毎年労働保険料を7月10日までに振込していましたが、口座振替を利用した方がメリットがあるのでしょうか。



納付書で納付する場合の期限は7月10日ですが、口座振替に変更した場合は、納付日が9月6日(2025年度)となり、**約2ヶ月も期間にゆとりが生まれます**。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日*	1月31日*
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

保険料を延納(分割納付)している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

毎回、金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されますし、納付忘れがなくなるため、延滞金を課される心配もなくなります。手数料もかかりませんのでおすすめです。



口座振替を利用するためには、どのように手続きをすれば良いのでしょうか。



- ❶
- ❷
- ❸
- ❹ お近くの労働局や労働基準監督署に申込用紙があります。下記の厚生労働省ウェブサイトからもダウンロードが可能です。  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/kouza\\_moushikomi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/kouza_moushikomi.html)



❺ 事前に、振替金額を覚えてもらえるのでしょうか。



❻ 口座振替の約2～3週間前に、振替金額や口座名義、振替日等を記載したハガキが届きます。また、口座振替されてから、約3週間結果通知ハガキも送付されます。振替日に保険料の引落としが出来なかった場合も、連絡がありますので、労働保険料の口座振替をご活用されてはいかがでしょうか。



希望する取扱金融機関の窓口へ、**2月25日**までに提出すれば、2025年度の労働保険料から口座振替が利用できます。\*申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

各期の申込締切日・口座振替日

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日												
								口座振替 納付日 9月6日					

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「[kcr@nkgr.co.jp](mailto:kcr@nkgr.co.jp)」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-0872  
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 労務チーム 友田美津子

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: [kcr@nkgr.co.jp](mailto:kcr@nkgr.co.jp)



←バックナンバーはこちら  
からご覧いただけます

作成日: 2025.1.22

